



熊本県公報

第13046号
令和3年(2021年)
7月26日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○鳥獣捕獲等事業の変更	(自然保護課) 2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課) 2
○熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部改正	(会計課) 2
○熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正	(") 2
○熊本県収納代理金融機関(郵便貯金銀行に限る。)事務取扱要領の一部改正	(") 2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課) 3
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(") 3
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(") 3
○マルチペイメントネットワークによる公金の収納に関する事務取扱要領の一部改正	(会計課) 4
○兼用工作物管理協定の締結	(河川課) 4
○熊本県競争契約入札心得の一部改正	(監理課) 4
○熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部改正	(") 4
○熊本県建設コンサルタント業務等委託低入札価格調査実施要領の一部改正	(") 5
○熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱の一部改正	(") 5
○物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部改正	(管理調達課) 5
公 告	
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課) 5
○八代港臨港地区の変更(原案)に係る公聴会の開催	(都市計画課) 6
○土地改良区の定款変更の認可	(農村計画課) 7
○換地処分	(農地整備課) 7
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課) 7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(") 8
登 載 依 頼	
○漁場計画の変更に関する公聴会の開催	(天草不知火海区漁業調整委員会) 8

告 示

熊本県告示第657号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和3年(2021年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵字神ノ前6218番1、6218番4
- 2 指定の目的 水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び

熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第658号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第3項の規定による変更の届出があったので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

令和3年（2021年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更の届出をした鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社森和
熊本市西区京町本丁5番27号
迫口 親

熊本県告示第659号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和3年（2021年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援・放課後等デイサービス ありんこる一む芦北 葦北郡芦北町大字道川内字塘田6番13	一般社団法人こうらくえん 水俣市初野209番地1 有村 直紀	令和3年（2021年）7月13日	4351900073	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第660号

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和3年7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県指定金融機関事務取扱要領（昭和60年熊本県告示第271号の10）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中「印」を削る。

附 則

- この要領は、公布の日から施行する。
- この要領の施行の際現に存する改正前の熊本県指定金融機関事務取扱要領に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県告示第661号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和3年7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和60年熊本県告示第271号の11）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「印」を削る。

附 則

- この要領は、公布の日から施行する。
- この要領の施行の際現に存する改正前の熊本県収納代理金融機関事務取扱要領に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県告示第662号

熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和3年7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領の一部を改正する要領
 熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領（平成10年熊本県告示第168号）の一部を次のように改正する。
 別記第3号様式中「印」を削る。

附 則

- この要領は、公布の日から施行する。
- この要領の施行の際現に存する改正前の熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県告示第663号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和3年（2021年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
果実の木 新須屋 合志市須屋31 23-8	株式会社きらら 熊本市東区東町三丁目2番18-902号 檜木野 亮二	令和3年（2021年）7月15日	435290 0478	指定保育所等訪問支援

熊本県告示第664号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和3年（2021年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
果実の木 アクティブ幾久富 合志市幾久富1 758-194	株式会社きらら 熊本市東区東町三丁目2番18-902号 檜木野 亮二	令和3年（2021年）7月15日	435290 0486	指定保育所等訪問支援

熊本県告示第665号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和3年（2021年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
果実の木 IC トラボ津久礼 菊陽町津久礼2 097-15	株式会社きらら 熊本市東区東町三丁目2番18-902号 檜木野 亮二	令和3年（2021年）7月15日	435220 0390	指定保育所等訪問支援

熊本県告示第666号

マルチペイメントネットワークによる公金の収納に関する事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和3年7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

マルチペイメントネットワークによる公金の収納に関する事務取扱要領の一部を改正する要領
マルチペイメントネットワークによる公金の収納に関する事務取扱要領（平成21年熊本県告示第304号の4）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式及び別記第2号様式中「印」を削る。

附 則

- 1 この要領は、公布の日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に存する改正前のマルチペイメントネットワークによる公金の収納に関する事務取扱要領に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県告示第667号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定による堤防と道路との兼用工作物の管理方法についての協議が成立したので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び熊本県県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。

令和3年（2021年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川の名称
一級河川緑川水系木山川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
熊本市東区秋津町秋田字間島前3140番1地先から熊本市東区秋津町秋田字間島前3066番42地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 熊本市長 大西一史
熊本市中央区手取本町1番1号
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面であって、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
令和3年（2021年）4月5日から道路の存続する日まで

熊本県告示第668号

熊本県競争契約入札心得の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年（2021年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県競争契約入札心得の一部を改正する告示
熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の一部を次のように改正する。

第8条第4号中「押印」を削る。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「印」を削る。

附 則

この心得は、令和3年7月26日から施行する。

熊本県告示第669号

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和3年（2021年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領
熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（平成16年熊本県告示第331号）の一部を

次のように改正する。
 様式2中「代表者名 (押印)を削る。」を「代表者名 〇〇 〇〇 印」を「代表者名 〇〇 〇〇」に改め、
 附 則
 この要領は、令和3年7月26日から施行する。

熊本県告示第670号

熊本県建設コンサルタント業務等委託低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。
 令和3年(2021年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建設コンサルタント業務等委託低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領
 熊本県建設コンサルタント業務等委託低入札価格調査実施要領(令和2年熊本県告示第748号)の一部を次のように改正する。
 様式2別紙中「代表取締役社長 〇〇 〇〇 印」を「代表取締役社長 〇〇 〇〇」に改め、「(代表者の印)」を削る。
 様式3中「代表者名 〇〇 〇〇 印」を「代表者名 〇〇 〇〇」に「(JVの場合は構成員全員の記名押印)」を「(JVの場合は構成員全員の記名)」に改める。
 附 則
 この要領は、令和3年7月26日から施行する。

熊本県告示第671号

熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
 令和3年(2021年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱の一部を改正する要綱
 熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱(平成14年熊本県告示第124号)の一部を次のように改正する。
 別記様式1及び別記様式4「印」を削る。
 附 則
 この告示は、令和3年7月26日から施行する。

熊本県告示第672号

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
 令和3年7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)の一部を次のように改正する。
 別記第1号様式中「実印」を削る。
 別記第2号様式中「実印」を削る。
 別記第3号様式中「実印」及び「印」を削る。
 別記第7号様式及び別記第8号様式中「実印」を削る。
 別記第9号様式中「実印」を削る。
 別記第10号様式、別記第12号様式及び別記第13号様式中「実印」を削る。
 附 則
 1 この要綱は、公布の日から施行する。
 2 この要綱の施行の際現に改正前の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

公 告

熊本県公告第514号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

令和3年(2021年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の保全	山の坊地区	平成30年(2018年)12月14日	令和2年(2020年)3月27日	熊本県

熊本県公告第515号

都市計画の案を作成するので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則(昭和45年熊本県規則第47号)第2条の規定により公聴会を次のとおり開催する。

令和3年(2021年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時
令和3年(2021年)8月26日(木)午後7時から午後8時まで
ただし、公述の申出がない場合は開催しない。
- 2 場所
八代市西片町1660
熊本県県南広域本部大会議室
- 3 意見を求める都市計画の原案
八代港臨港地区の変更(原案)のとおり(当該原案の添付は省略し、令和3年(2021年)7月27日(火)から令和3年(2021年)8月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県南広域本部土木部技術管理課及び八代市建設部建設政策課において閲覧に供する。)
- 4 公述の申出について
八代都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書(別記様式)に記入の上、持参、郵送又は電子メールで次により提出すること。
(1) 持参により提出する場合
令和3年(2021年)8月20日(金)午後5時15分までに熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県南広域本部土木部技術管理課又は八代市建設部建設政策課に提出すること。
(2) 郵送又は電子メールにより提出する場合
令和3年(2021年)8月20日(金)午後5時15分必着で、熊本県土木部道路都市局都市計画課まで提出すること。
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
e-mail: toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp
- 5 公述人の選定について
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために知事が必要と認めるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。また、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合も、その旨を本人に通知する。
なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。
- 6 傍聴について
公聴会は、原則として自由に傍聴できる。ただし、希望者が多数の場合又は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から必要と認める場合は、入場を制限することがある。
- 7 公聴会に関する問合せ先
熊本県土木部道路都市局都市計画課 電話: 096-333-2520
FAX: 096-387-1152

(別記様式)

令和3年(2021年) 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

公述申出人
住所
氏名
年齢
職業
電話番号

公 述 申 出 書

私は、来る8月26日に開催される八代港臨港地区の変更に
関する公聴会で、下記のとおり意見を公述したいので申し出ま
す。

記

意見の要旨及び理由（別紙可）

- ※ 公述申出書は、A4判とし、意見の要旨及び理由は、400字以内で簡潔に記載すること。
- ※ 記入内容（住所、氏名、年齢、職業、電話番号、意見の要旨及び理由）に不足があるときは公述できない場合があるため、漏れなく記入すること。

熊 本 県 公 告 第 5 1 6 号

天草市に事務所を置く本渡土地改良区理事長梅本秀幸から令和3年（2021年）4月27日付けで申請のあった定款の変更については、令和3年（2021年）7月14日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊 本 県 公 告 第 5 1 7 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、阿蘇郡南阿蘇村弁差川地区土地改良事業共同施行代表者山内博史から弁差川地区の換地処分をした旨の届出があった。

令和3年（2021年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊 本 県 公 告 第 5 1 8 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
島川 俊	玉名郡長洲町宮野	玉名郡長洲町大字清源寺字東牟田2916番2
杉本 仁崇	玉名郡長洲町宮野	玉名郡長洲町大字上沖洲字東畑495番1

2 認可年月日

令和3年（2021年）7月15日

熊 本 県 公 告 第 5 1 9 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野3036番、同3037番1の一部、同3040番1の一部、同3040番3、同3040番4、同3040番7、同3041番1、同3041番2、同3041番3、同3041番4、同3041番5、同3041番6、同3041番7、同3041番8、同3041番9、同3049番3、同3050番3、同3052番1、同3052番5、同3052番6、同3052番7、同3052番8、同3052番9、同3052番10、同3052番11、同3052番12、同3052番13、同3052番14、同3052番15、同3052番16、同3052番17、同3052番18、同3052番19、同3052番20、同3052番21、同3052番22、同3052番23、同3052番24、同3053番6、同3075番1、同3075番4、同3075番5、同3075番6、同3075番7及び町道並びに里道の一部

- 2, 316.03平方メートル
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区下江津三丁目15番2号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第520号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年(2021年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字曲手字山ノ上461番1、同461番3、同461番4、同462番1、同462番2、同462番4、同462番5、同462番6及び同462番7
2, 819.22平方メートル
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区尾ノ上四丁目20番25号
有限会社肥後開発

熊本県公告第521号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年(2021年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字拾八町2197番1
374.65平方メートル
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市須屋2022番地2
株式会社辻不動産

熊本県公告第522号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年(2021年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字沖野1822番1、同1822番2、同1822番9、同1824番1及び同1824番2の一部
2, 385.50平方メートル
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市中央区水前寺一丁目22番18号
株式会社タウン開発

熊本県公告第523号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年(2021年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字塔ノ木414番1、同414番3、同414番4、同414番5、同422番1、同422番5、同422番6、同422番7、同423番1、同429番1、同429番3、同430番3及び里道の一部
3, 812.98平方メートル
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区保田窪本町4番32号
株式会社ルミナスホーム

登載依頼

天草不知火海区漁業調整委員会告示第5号

漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第5項の規定に基づき、天草不知火海区

における漁場計画の変更に関する公聴会の開催日時及び開催場所並びに漁場計画を次のとおり告示する。

令和3年(2021年)7月26日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸 男

1 開催日時 令和3年(2021年)8月11日(水)午後2時から

2 開催場所 熊本県庁行政棟本館801会議室

(熊本市中央区水前寺六丁目18-1)

3 漁場計画の概要

下記のとおり

なお、漁場計画の詳細については、当委員会事務局(熊本県庁水産振興課内)及び熊本県天草広域本部水産課において閲覧に供する。

4 その他

公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職業及び意見の概要を記載した書面を令和3年(2021年)8月10日(火)までに当委員会事務局へ提出してください。

なお、公聴会において、公述者の代理人として意見を述べようとする者は、代理人であることを証明する書面を持参してください。

記

漁場計画番号 天区第254号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先

(4) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点天第430号(熊本県漁場基点天第93号(黒木島頂点)と天第94号(龍崎北東端)を見通した線から天第93号を基点として右へ31度12分の線が天草市有明町釘島の最大高潮時海岸線と交わる場所。)

ア 基点1と天草市有明町楠甫黒木島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ45度・308メートルのところ

イ ウからエを見通した線上、ウから170メートルのところ

ウ 基点1と黒木島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ97度50分・246メートルのところ(防波堤突端中央)

エ 基点1と黒木島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ57度20分の線が最大高潮時海岸線と交わる場所

2 地元地区 天草市有明町

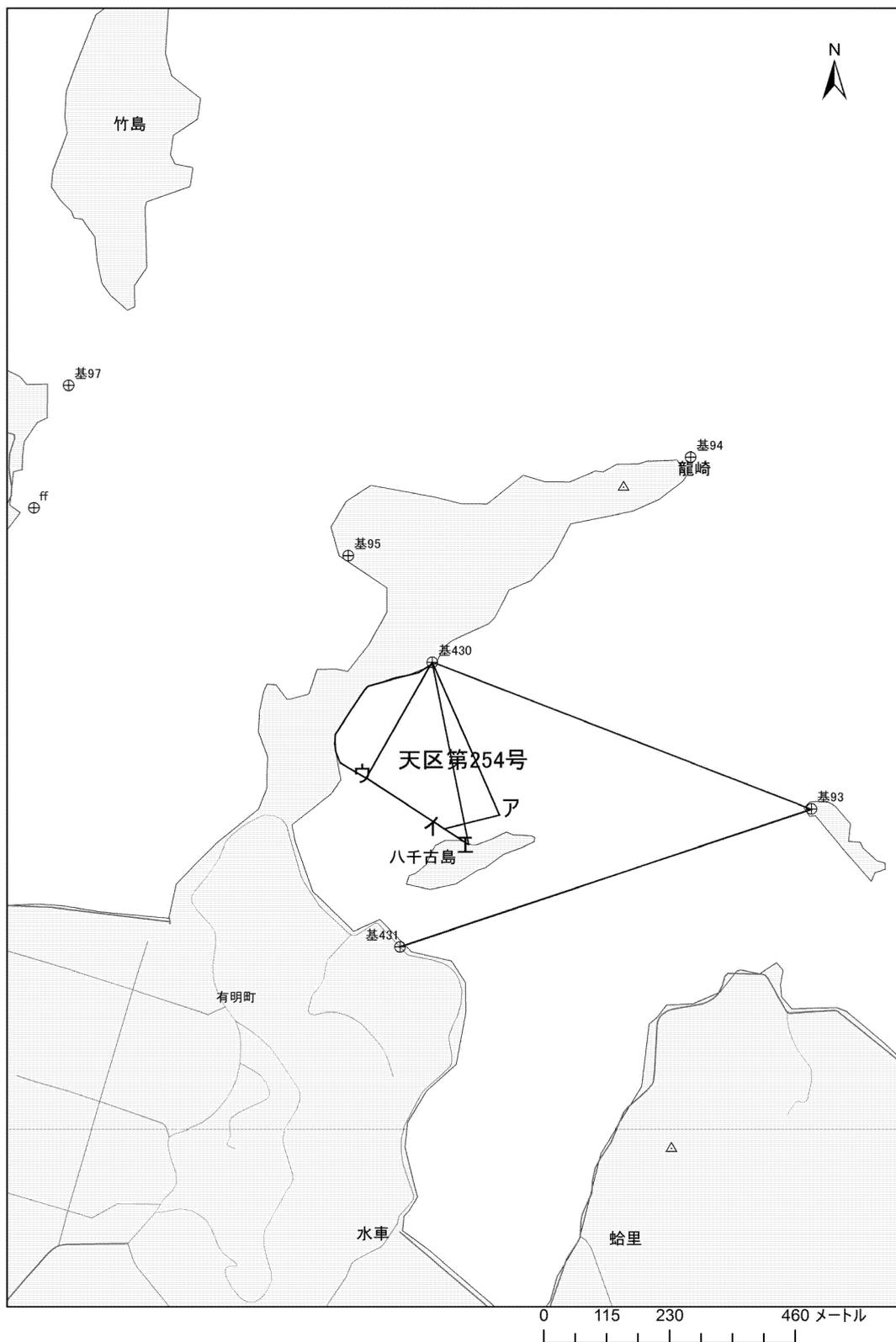
3 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

4 条件

(1) 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第255号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先
- (4) 漁場の区域 次の基点ア、イとウ、エを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって

囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点天第430号(熊本県漁場基点天第93号(黒木島頂点)と天第94号(龍崎北東端)を見通した線から天第93号を基点として右へ31

0度12分の線が天草市有明町釘島の最大高潮時海岸線と交わるところ。) 基点2 熊本県漁場基点天第431号(熊本県漁場基点天第93号(黒木島頂点)と天第94号(龍崎北東端)を見通した線から天第93号を基点として右へ27

0度5分の線が天草市有明町大字楠甫の最大高潮時海岸線と交わるところ。) 基点3 熊本県漁場基点天第93号(天草市有明町黒木島頂点)ア 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ97度50分・24

6メートルのところ イ 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ57度20分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ

ウ 基点2と基点3を見通した線から基点2を基点として右へ308度15分・13メートルのところ

エ 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ77度・430メートルのところ

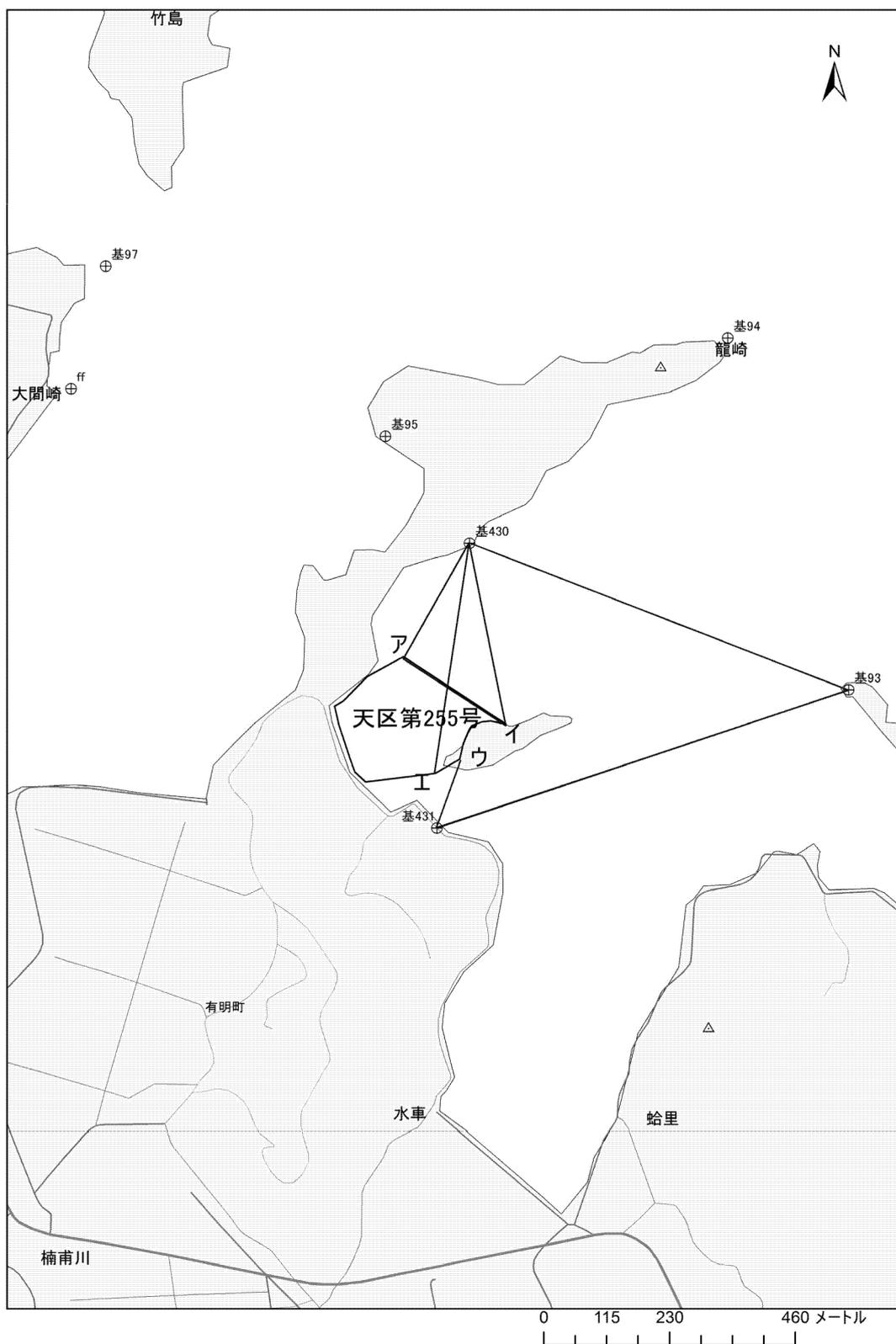
2 地元地区 天草市有明町

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

4 条件

- (1) 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
- ならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第576号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く。）

(2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

(3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町樋島地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線

によって囲まれた区域

ア 北緯32度22分37.7秒、東経130度24分43.6秒

イ 北緯32度22分29.8秒、東経130度24分47.8秒

ウ 北緯32度22分28.1秒、東経130度24分46.4秒

エ 北緯32度22分31.8秒、東経130度24分44.6秒

オ 北緯32度22分28.8秒、東経130度24分34.4秒

カ 北緯32度22分22.8秒、東経130度24分24.7秒

キ 北緯32度22分18.3秒、東経130度24分30.3秒

ク 北緯32度22分17.0秒、東経130度24分28.6秒

ケ 北緯32度22分22.8秒、東経130度24分21.2秒

2 地元地区 上天草市龍ヶ岳町（大道を除く。）

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

(1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

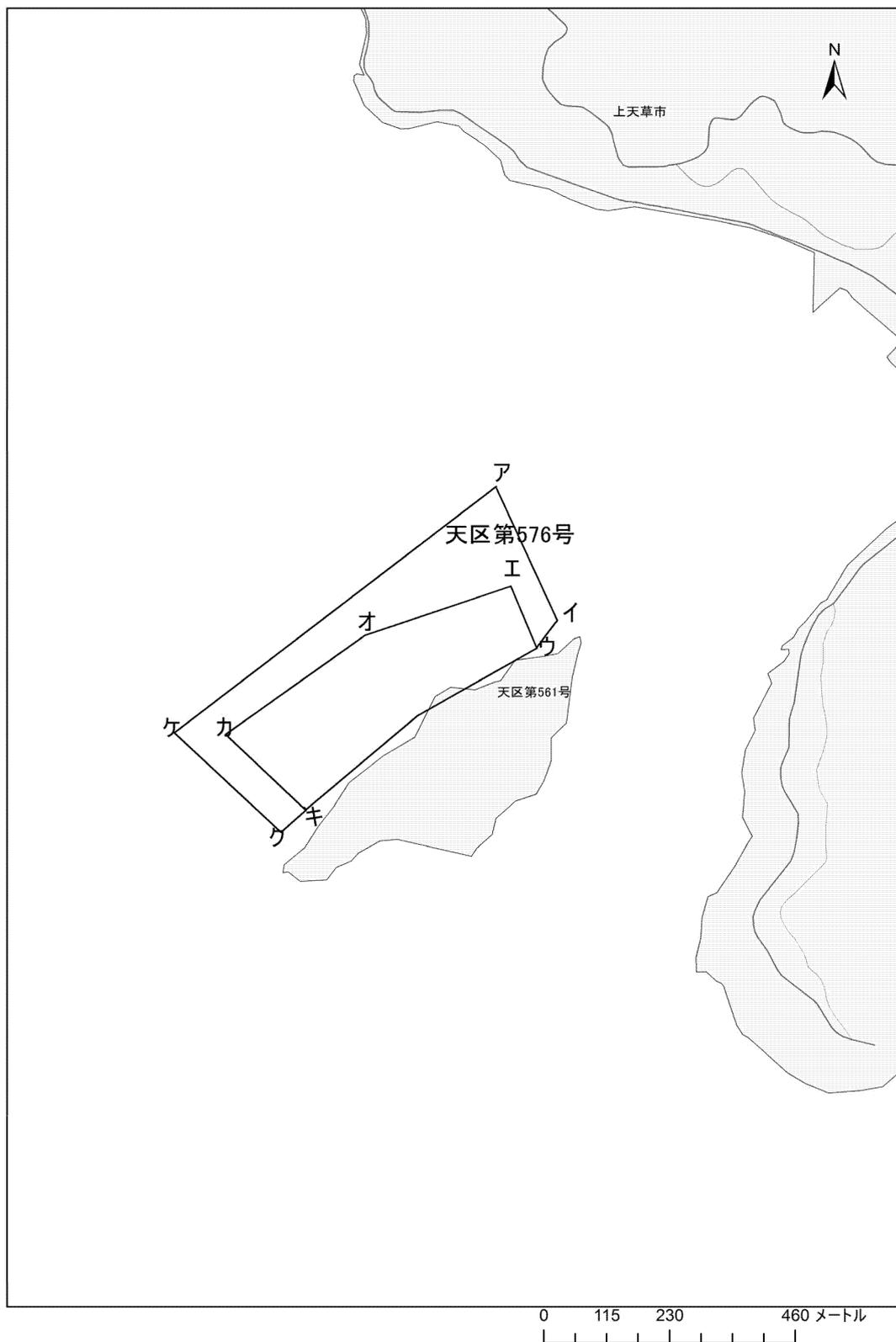
(2) 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは

ならない。

(3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

(4) 敷設する生け簀の面積は、5,299平方メートルを超えてはならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第577号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度34分43.2秒、東経130度23分32.9秒
 - イ 北緯32度34分37.0秒、東経130度23分34.6秒
 - ウ 北緯32度34分34.4秒、東経130度23分23.5秒
 - エ 北緯32度34分40.8秒、東経130度23分21.9秒

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、2,826平方メートルを超えてはならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第641号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度37分12.2秒、東経130度26分8.6秒
 - イ 北緯32度37分16.6秒、東経130度26分6.0秒
 - ウ 北緯32度37分8.0秒、東経130度25分44.1秒
 - エ 北緯32度37分3.6秒、東経130度25分46.7秒

2 地元地区 上天草市大矢野町

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 養殖施設は毎年5月15日までに撤去しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第642号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度33分32.9秒、東経130度23分27.1秒
 - イ 北緯32度33分33.9秒、東経130度23分51.4秒
 - ウ 北緯32度33分29.3秒、東経130度23分51.9秒
 - エ 北緯32度33分28.1秒、東経130度23分27.4秒

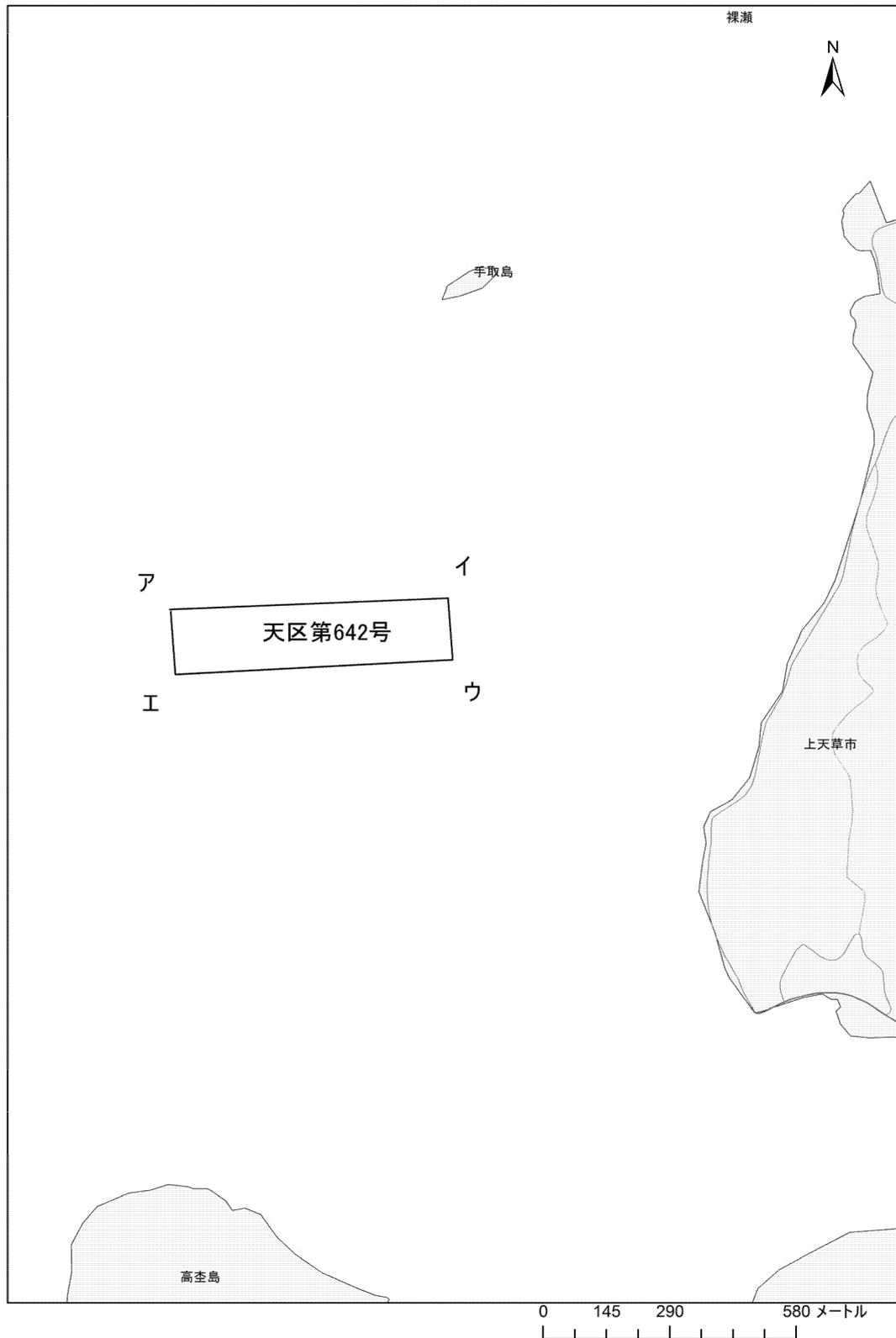
2 地元地区 上天草市大矢野町

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 養殖施設は毎年5月15日までに撤去しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第782号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市五和町御領地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度32分27.2秒、東経130度11分34.8秒
 - イ 北緯32度32分22.0秒、東経130度11分32.5秒
 - ウ 北緯32度32分22.0秒、東経130度11分31.7秒
 - エ 北緯32度32分27.2秒、東経130度11分34.0秒

2 地元地区 天草市五和町

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第783号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町小宮地地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度18分47.4秒、東経130度10分16.9秒
 - イ 北緯32度18分47.2秒、東経130度10分15.7秒
 - ウ 北緯32度18分41.0秒、東経130度10分16.8秒
 - エ 北緯32度18分41.1秒、東経130度10分18.0秒

2 地元地区 天草市新和町

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第784号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度19分14.9秒、東経130度18分4.5秒
 - イ 北緯32度19分16.7秒、東経130度18分2.3秒
 - ウ 北緯32度19分16.5秒、東経130度18分2.1秒
 - エ 北緯32度19分14.7秒、東経130度18分4.3秒

2 地元地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (2) 敷設する施設の面積は、480平方メートルを超えてはならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第785号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 8月20日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町御所浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度20分18.8秒、東経130度17分24.2秒
 - イ 北緯32度20分20.6秒、東経130度17分26.4秒
 - ウ 北緯32度20分20.5秒、東経130度17分26.5秒
 - エ 北緯32度20分18.7秒、東経130度17分24.3秒

2 地元地区 天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (2) 敷設する施設の面積は、160平方メートルを超えてはならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第836号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎがい垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度18分36.6秒、東経130度2分38.6秒
 - イ 北緯32度18分36.1秒、東経130度2分39.6秒
 - ウ 北緯32度18分35.6秒、東経130度2分39.3秒
 - エ 北緯32度18分36.1秒、東経130度2分38.3秒

2 地元地区 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第866号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度31分46.6秒、東経130度22分38.2秒
 - イ 北緯32度31分52.0秒、東経130度22分39.8秒
 - ウ 北緯32度31分49.6秒、東経130度22分46.2秒
 - エ 北緯32度31分44.0秒、東経130度22分44.9秒

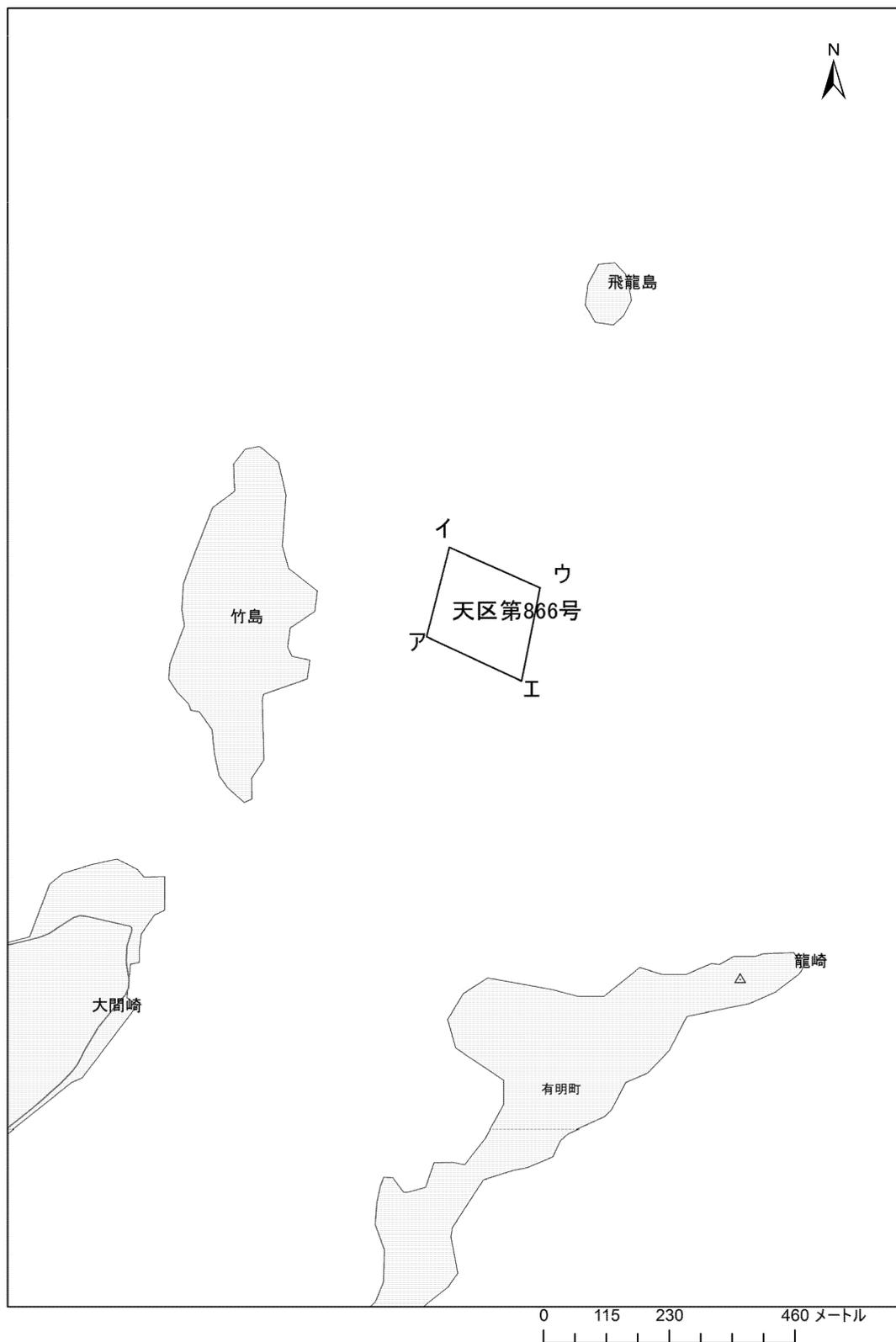
2 地元地区 天草市有明町

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第867号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア 北緯32度31分20.0秒、東経130度22分37.8秒
イ 北緯32度31分19.9秒、東経130度22分39.6秒
ウ 北緯32度31分15.5秒、東経130度22分38.3秒
エ 北緯32度31分15.8秒、東経130度22分36.6秒

2 地元地区 天草市有明町

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第868号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市有明町大浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度31分16.9秒、東経130度22分11.7秒
 - イ 北緯32度31分16.8秒、東経130度22分13.9秒
 - ウ 北緯32度31分13.7秒、東経130度22分12.5秒
 - エ 北緯32度31分13.8秒、東経130度22分10.6秒

2 地元地区 天草市有明町

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

5 漁場図



漁場計画番号 天区第869号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア 北緯32度31分43.7秒、東経130度2分23.5秒
イ 北緯32度31分43.7秒、東経130度2分27.0秒
ウ 北緯32度31分42.0秒、東経130度2分27.0秒
エ 北緯32度31分42.0秒、東経130度2分23.5秒

2 地元地区 天草郡苓北町

3 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは
ならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。

5 漁場図

